

### 第3期大洗町教育振興基本計画 大洗うみ・まち教育プラン パブリックコメント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の教育振興に関する基本的な方針と目標、目標達成に向けた施策を示す計画として、「第3期大洗町教育振興基本計画大洗うみ・まち教育プラン（以下、教育振興基本計画という。）」を策定することに伴い、広く一般（以下、町民等という。）に情報提供し、その意見を反映するためのパブリックコメント手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、教育振興基本計画を策定する過程において、その案を広く公表して町民等から意見の提出を受け、その意見に対する大洗町教育委員会の考え方を公表することをいう。

(周知)

第3条 大洗町教育委員会（以下、教育委員会という。）は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、町のホームページ及び町の広報紙に掲載する方法等により、町民等への周知に努めるものとする。

(教育振興基本計画案の公表)

第4条 教育振興基本計画案の公表は、町のホームページへ掲載するとともに、学校教育課、大洗町役場1階ロビー、トヨペットスマイルホール大洗（大洗町中央公民館）行政情報コーナー、大洗町健康福祉センター（ゆっくら健康館）1階窓口での閲覧により行う。

(意見の提出)

第5条 意見の提出方法は、持参、郵送、ファクシミリ及び電子メールにより行うものとする。

2 意見を提出しようとする町民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先を明らかにしなければならない。

3 意見の提出期限は、当該教育振興基本計画案を公表した日から起算して30日とする。

4 収集した個人情報については、大洗町個人情報保護条例（平成27年9月30日条例第23号）に準じ適切に取り扱うものとする。

(意見の取り扱い)

第6条 教育委員会は、前条の規定により提出された意見について、その内容を十分検討し、必要に応じ教育振興基本計画案を修正するものとする。

2 教育委員会は、期間内に提出された意見の概要及び、教育振興基本計画案が修正されたときは、当該修正案を公表するものとする。ただし、当該意見に大洗町情報公開条例（平成27年9月3日条例第24号）に規定する非公開情報が含まれている場合は、当該意見の全部又は一部を公表しないものとする。

3 前項の規定による公表については、第4条の規定を準用する。

(事務)

第7条 パブリックコメント手続の事務は、大洗町教育委員会（学校教育課）において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は，令和6年8月8日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は，教育振興基本計画を策定した日に，その効力を失う。